



平成 23 年 6 月 28 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 パ レ モ
代表者名 代表取締役社長 小田 保則
(コード: 2778 JASDAQ)
問合せ先 常務取締役管理担当 永井 隆司
(TEL. 0587 - 24 - 9771)

会 社 名 株 式 会 社 鈴 丹
代表者名 代表取締役社長 吉田 馨
(コード: 8193 東証・名証第1部)
問合せ先 執行役員経理グループマネージャー 横井 英雄
(TEL. 052 - 764 - 8005)

株式会社パレモおよび株式会社鈴丹の合併契約締結に関するお知らせ

株式会社パレモ(以下、「パレモ」といいます。)および株式会社鈴丹(以下、「鈴丹」といいます。)は、平成 23 年 6 月 28 日開催の両社の取締役会において、パレモを存続会社、鈴丹を消滅会社とする合併(以下、「本合併」といいます。)を行うことを決議し、同日付で、本合併に係る合併契約を締結しましたので、以下のとおりお知らせいたします。

本合併は、パレモについては平成 23 年 10 月 13 日に開催予定の臨時株主総会、鈴丹については平成 23 年 10 月 13 日に開催予定の臨時株主総会においてそれぞれ承認を受けることを前提として、平成 24 年 2 月 21 日をもって本合併の効力発生日となる予定です。

また、本合併の効力発生日に先立ち、鈴丹の普通株式は、株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」といいます。)市場第 1 部および株式会社名古屋証券取引所(以下、「名古屋証券取引所」といいます。)市場第 1 部において、平成 24 年 2 月 16 日付で上場廃止(最終売買日は平成 24 年 2 月 15 日)となる予定です。

1. 本合併の目的

パレモは、「パル(仲間)」と「エモーション(感動)」をその社名の由来に持ち、「~Doing it~」を企業理念として、常に活力ある現場であり続けることを方針としております。そして、お客様の喜ぶ姿を創造し続けることを目的にして、全国にファッションアパレルおよび雑貨の専門店を展開しています。また、環境変化が厳しい中において、「多核化」ブランド戦略をとることにより持続的な安定成長を目指してまいりました。現在では、「主力事業の最強化」、「都心、モール型立地への出店強化」および「新事業の育成・拡大」に取り組むことにより、企業の更なる収益力の強化および新たな成長を目指しております。

鈴丹は、「顧客満足創造企業」を目標として、「ファッションを通じてお客様に信頼され、成長し続ける企業」を目指しております。そのために、価値ある商品・サービスの提供とたゆまぬ革新への挑戦を課題として、未来を創造していくことに取り組んでまいりました。そして全国にファッションアパレルおよびファッション雑貨の専門店を展開しております。現在では、「構造改革計画」を着実に実施することにより事業の再構築を果たし、更に「事業、商品、営業、人材、新規事業、グループの各戦略」を策定し、収益性の向上による持続的成長を目指しております。

専門店業界を取り巻く環境は、少子高齢化による市場変化や外資専門店の出店拡大等による競争激化などが予想されます。こうした環境下において、更なる成長を果たしていくには、企業としての相応の規模ならびに総合力が必要となってまいります。

本合併は、両社が統合し、各々の人材を中心とした資産を有効に活用することにより新たな成長を目指すこ

とを目的としております。パレモには多核化したブランド基盤などがあり、また鈴丹には、専門店としての歴史とこれまで培ってきた事業ノウハウなどがあります。こうした両社の各々の資産およびノウハウを共有するなど様々な統合効果を得ることにより、収益性の向上を図ってまいります。更には、成長ブランドや新事業に対して集中的に育成・拡大を図ることにより、新たな成長も目指してまいります。

2. 本合併の要旨

(1) 本合併の日程

取締役会決議日	平成23年6月28日
合併契約締結日	平成23年6月28日
臨時株主総会基準日公告(両社)	平成23年7月1日
臨時株主総会基準日(両社)	平成23年7月20日
臨時株主総会開催日(パレモ)	平成23年10月13日(予定)
臨時株主総会開催日(鈴丹)	平成23年10月13日(予定)
上場廃止日(鈴丹)	平成24年2月16日(予定)
効力発生日	平成24年2月21日(予定)

(2) 本合併の方式

対等の精神で本合併に臨み、パレモを存続会社とする吸収合併方式で、鈴丹は消滅会社として解散します。

(3) 本合併に係る割当ての内容

	パレモ (吸収合併存続会社)	鈴丹 (吸収合併消滅会社)
本合併に係る割当ての内容	1	0.43

(注1) 本合併により発行するパレモの新株式数(予定): 普通株式: 4,792,213株

またパレモは、その保有する自己株式4,880株を本合併による株式の割当てに充当します。

(注2) 鈴丹の普通株式1株に対して、パレモの普通株式0.43株を割当て交付いたします。ただし、鈴丹が保有する自己株式59,647株については、本合併による株式の割当てはいたしません。

(注3) 単元未満株式の取扱い

鈴丹の株式を233株未満所有している株主の皆様は、本合併により、パレモの単元未満株式(100株未満の株式)を所有することとなる見込みであり、鈴丹の全株主数の7割の株主が該当するものと思われます。パレモの単元未満株式を所有することとなる株主の皆様は、取引所市場において単元未満株式を売却することができません。パレモの単元未満株式を所有することとなる株主の皆様においては、パレモの普通株式に関する単元未満株式の買取制度をご利用いただくことができます。

単元未満株式の買取制度(100株未満の株式の売却)

会社法第192条第1項の規定に基づき、パレモの単元未満株式を所有する株主の皆様がパレモに対し、ご所有の単元未満株式の買取を請求することができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本合併により、パレモの普通株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなる鈴丹の普通株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関係法令の規定に従い、パレモが普通株式1株に満たない端数部分に応じた金銭の交付を行う予定です。

(4) 本合併に伴う新株予約権および新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

3. 本合併に係る割当ての内容の算定根拠等

(1) 算定の基礎および経緯

本合併の合併比率については、その公正性・妥当性を確保するため、パレモは野村證券株式会社（以下、「野村證券」といいます。）を、鈴丹は東海東京証券株式会社（以下、「東海東京証券」といいます。）を、合併比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定いたしました。

パレモは、本合併契約の締結を承認した取締役会に先立ち、以下の算定結果を内容とする報告書を野村證券より受領しております。

野村證券は、両社株式それぞれについて市場株価が存在していることから市場株価平均法による算定を行い、また、市場株価平均法に加え、多角的に分析することが必要と考え、両社と類似の事業を営む上場企業が複数存在することから類似会社比較法による算定を行うとともに、両社の将来の事業活動の状況を評価に適切に反映するためにディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF 法」といいます。）による算定も行いました。なお、DCF 法による算定にあたり前提とした事業計画は、大幅な増減益を見込んでおりません。

各評価方法による鈴丹の普通株式 1 株に対するパレモの普通株式の割当て株数の算定結果は、以下のとおりとなります。

評価方法	合併比率のレンジ
市場株価平均法	0.467-0.571
類似会社比較法	0.098-0.452
DCF 法	0.141-0.412

なお、市場株価平均法については、平成 23 年 6 月 24 日を算定基準日として、算定基準日の終値、算定基準日から遡る 1 ヶ月間、3 ヶ月間、6 ヶ月間の終値の単純平均株価を採用しております。

野村證券は、合併比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報および一般に公開された情報を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料および情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産および各負債の分析および評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。両社の財務予測については両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

鈴丹は本合併契約の締結を承認した取締役会に先立ち、以下の算定結果を内容とする報告書を東海東京証券より受領しております。

東海東京証券は、両社株式それぞれについて市場株価が存在していることから市場株価平均法を、また、両社の将来の事業活動の状況を評価に適切に反映するために DCF 法を採用して合併比率の算定も行いました。なお、DCF 法による算定にあたり前提とした事業計画は、大幅な増減益を見込んでおりません。

各評価方法による鈴丹の普通株式 1 株に対するパレモの普通株式の割当て株数の算定結果は、以下のとおりとなります。

評価方法	合併比率のレンジ
市場株価平均法	0.47-0.57
DCF 法	0.32-0.58

なお、市場株価平均法については、平成 23 年 6 月 24 日を算定基準日として、算定基準日の終値、算定基準日から遡る 1 ヶ月間、3 ヶ月間、6 ヶ月間の終値の単純平均株価を採用しております。

東海東京証券は、合併比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報および一般に公開された情報を

原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料および情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産および各負債の分析および評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。両社の財務予測については両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

パレモおよび鈴丹は、それぞれ第三者算定機関による分析結果を参考に慎重に検討し、また、各社の財務状況、業績動向、株価動向等のその他の要因を含め慎重に協議・交渉を進めた結果、平成23年6月28日に開催された各社の取締役会において、本合併における合併比率を合意・決議し、同日合併契約を締結いたしました。

なお、合併比率は、算定の根拠となる諸条件について重大な変更が生じた場合、パレモと鈴丹との協議により変更する事があります。

（2）算定機関との関係

野村證券および東海東京証券は、いずれもパレモおよび鈴丹の関連当事者には該当せず、独立した第三者算定機関であり、本合併に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

（3）上場廃止となる見込みおよびその事由

本合併により、鈴丹の普通株式は、東京証券取引所および名古屋証券取引所の定める上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て平成24年2月16日付で上場廃止（最終売買日は平成24年2月15日）となる予定です。なお、存続会社であるパレモの普通株式は、株式会社大阪証券取引所JASDAQ市場（以下、「ジャスダック」といいます。）に上場されているため、本合併の効力発生後においても、本合併によりパレモの普通株式の単元株式数である100株以上のパレモの普通株式の割当てを受ける鈴丹の株主の皆様は、1単元以上の株式について引き続きジャスダックにおいて取引が可能であり、株式の流動性を確保できるものと考えております。

現在、鈴丹の普通株式を233株未満所有し、本合併に伴いパレモの単元未満株式（100株未満の株式）を所有することとなる株主の皆様においては、取引所市場において単元未満株式を売却することはできませんが、株主の皆様の希望によりパレモの単元未満株式の買取制度をご利用いただくことができます。かかる取扱いの詳細については、上記2.（3）の（注3）（注4）をご参照ください。

なお、鈴丹の株主の皆様は、最終売買日である平成24年2月15日（予定）までは、東京証券取引所および名古屋証券取引所において、その所有する鈴丹の普通株式を従来どおり取引することができるほか、会社法その他関係法令に定める権利を行使することができます。

（4）公正性を担保するための措置

パレモは、本合併における合併比率の公正性・妥当性を担保するため、本合併の実施にあたり、第三者算定機関である野村證券に合併比率の算定を依頼し、その算定結果を参考として鈴丹との間で交渉・協議を行い、上記2.（3）記載の合意した合併比率により本合併を行うことを、本日開催の取締役会で決議しました。なお、パレモは、第三者算定機関である野村證券から、本合併における合併比率が財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

また、パレモは、パレモの取締役会の意思決定の公正性および適正性を担保するために、ユニー株式会社（以下、「ユニー」といいます。）パレモおよび鈴丹から独立した法務アドバイザーである佐藤総合法律事務所から、パレモの意思決定の方法および過程等に関する法的助言を受けております。

一方、鈴丹は、本合併における合併比率の公正性・妥当性を担保するため、本合併の実施にあたり、第三者算定機関である東海東京証券に合併比率の算定を依頼し、その算定結果を参考としてパレモとの間で交渉・協議を行い、上記2.（3）記載の合意した合併比率により本合併を行うことを本日開催の取締役会で決議しました。なお、鈴丹は、第三者算定機関である東海東京証券から、本合併における合併

比率が財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

また、鈴丹は、鈴丹の取締役会の意思決定の公正性および適正性を担保するために、ユニー、パレモおよび鈴丹から独立した法務アドバイザーである伊藤見富法律事務所から、鈴丹の意思決定の方法および過程等に関する法的助言を受けております。

（５）利益相反を回避するための措置

パレモおよび鈴丹の主要株主であるユニーは、パレモの発行済株式総数の 62.38%を保有しており、鈴丹の発行済株式総数の 59.99%を保有しております。また、パレモの取締役である加納昭義氏は、ユニーの取締役を兼任しており、鈴丹の取締役である松田邦男氏は、ユニーの取締役を兼任していることから、利益相反を回避するため、加納昭義氏はパレモの取締役会における、松田邦男氏は鈴丹の取締役会における本合併に関する審議および決議には参加しておりません。

また、パレモ取締役会および鈴丹取締役会は、ユニー、パレモおよび鈴丹から独立した法務アドバイザーとして、パレモ取締役会は佐藤総合法律事務所を、鈴丹取締役会は伊藤見富法律事務所をそれぞれ選任し、本合併に係る取締役会の意思決定の方法および過程等についてそれぞれ法的助言を受けております。

４．本合併の当事会社の概要

	吸収合併存続会社 (平成 23 年 2 月 20 日現在)	吸収合併消滅会社 (平成 23 年 2 月 20 日現在)
(1) 名称	株式会社パレモ	株式会社鈴丹
(2) 所在地	愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	愛知県名古屋市昭和区広路通二丁目 5 番地
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 小田 保則	代表取締役社長 吉田 馨
(4) 事業内容	婦人用品・婦人服および生活雑貨、バッグ等の小売販売	カジュアル衣料およびファッション雑貨等の小売販売
(5) 資本金	1,229 百万円	1,414 百万円
(6) 設立年月日	昭和 59 年 11 月	昭和 28 年 8 月
(7) 発行済株式数	7,260,000 株	11,215,678 株
(8) 決算期	2 月 20 日	2 月 20 日
(9) 従業員数	146 名(単体)	144 名(連結)
(10) 主要取引先	タキヒヨー(株)、サンフォード(株)、(株)ティンクス、マディ(株)、岩間商事(株)、その他	タキヒヨー(株)、(株)山本定、岩間商事(株)、(株)バピロン、泉衣料(株)、その他
(11) 主要取引銀行	(株)三菱東京UFJ銀行	(株)三菱東京UFJ銀行
(12) 大株主および持株比率	ユニー(株) 62.38% 野村信託銀行(株)(投信口) 4.28% パレモ従業員持株会 2.73% 岩間 公一 2.25% 日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口) 0.93%	ユニー(株) 59.99% (株)三菱東京UFJ銀行 2.69% 日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口) 1.52% 鈴丹共栄会 1.17% 日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口) 0.49%
(13) 当事会社間の関係		
資本関係	該当事項はありません。	

人 的 関 係	該当事項はありません。
取 引 関 係	該当事項はありません。
関連当事者への 該 当 状 況	ユニーは、パレモおよび鈴丹の主要株主であるため、関連当事者に該当します。

(14) 最近3年間の経営成績および財政状態

決算期	パレモ			鈴丹(連結)		
	平成21年 2月期 (連結)	平成22年 2月期 (連結)	平成23年 2月期 (単体)	平成21年 2月期	平成22年 2月期	平成23年 2月期
純 資 産	6,433	5,792	6,008	1,803	440	571
総 資 産	15,348	12,912	12,542	9,302	8,577	6,784
1株当たり純資産(円)	886.70	798.39	828.14	161.40	39.26	51.24
売 上 高	33,014	29,905	29,902	18,744	16,047	15,152
営 業 利 益 又は営業損失()	218	472	1,168	125	627	349
経 常 利 益 又は経常損失()	310	513	1,212	125	688	355
当 期 純 利 益 又は当期純損失()	321	543	288	184	1,366	92
1株当たり当期純利益 又は当期純損失()(円)	44.36	74.85	39.75	16.56	122.48	8.29
1株当たり配当金(円)	20	10	12	-	-	-

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

5. 本合併後の状況

	吸収合併存続会社
(1) 名 称	株式会社パレモ
(2) 所 在 地	愛知県稲沢市天池五反田町1番地
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 小田 保則
(4) 事 業 内 容	婦人用品・婦人服および生活雑貨、バッグ等の小売販売
(5) 資 本 金	1,229百万円
(6) 決 算 期	2月20日
(7) 純 資 産	現時点では確定していません。
(8) 総 資 産	現時点では確定していません。

6. 会計処理の概要

企業結合に関する会計基準上、共通支配下の取引に該当いたしますので、「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」第247項に基づき会計処理を実施いたします。このため、「のれん」は発生しない見込みです。

7. 今後の見通し

本合併が存続会社であるパレモの業績に与える影響および合併後の見通しにつきましては、確定次第お知らせいたします。

8. 支配株主との取引等に関する事項

ユニーは、パレモの発行済株式総数の62.38%を保有しており、また、鈴丹の発行済株式総数の59.99%を保有していることから、本合併は、パレモおよび鈴丹にとって同一の親会社をもつ会社等との取引に当たることから、支配株主との取引等に該当します。

パレモが平成23年6月13日に開示した「コーポレート・ガバナンス報告書」で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」では、パレモは、事業活動を行う上で親会社からの制約はなく、自社の経営判断で行なっているため、経営の独立性は十分に確保されており、少数株主保護の体制を構築しているとしております。

この点、パレモは、本合併についても、上記の経営の独立性を確保し、上記3.(4)「公正性を担保するための措置」および上記3.(5)「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、その公正性を担保し、利益相反を回避するための各措置を講じており、パレモのかかる対応は、上記の指針の趣旨に適合していると考えております。

なお、パレモは、本合併を決議することが少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見として、支配株主との間で利害関係を有しない独立した役員である社外監査役の中村弘氏より、平成23年6月28日、本合併の目的が合併後の企業価値向上という観点から検討されており、その具体的内容に鑑みても企業価値向上に資すると判断することが不合理ではないこと、また本合併比率については、独立した第三者算定機関による算定結果および法務アドバイザーの助言を踏まえた実質的な交渉が行われていることにより、パレモ株主に対して同社株式を継続して保有することによる企業価値向上の利益を享受する機会のほか、市場において相応の価格にて売却する機会をも原則として保証するものであると認められること、会社法に則りユニーと利害関係のない役員のみにより上記算定結果および助言を勧告して取締役会の審議および決議がなされていること等の観点から総合的に検討したうえで、本合併の手続を行うことが、少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨の意見を入手しております。

また、鈴丹が平成22年8月4日に開示した「コーポレート・ガバナンス報告書」で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」では、鈴丹は、親会社との営業上の取引は、一般取引と同様、双方交渉の上で決定を行っており、独自の経営判断に基づいて意思決定を行っているため、親会社からの一定の独立性が確保されているとしております。

この点、鈴丹は、本合併についても、独自の経営判断に基づき、上記3.(4)「公正性を担保するための措置」および上記3.(5)「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、その公正性を担保し、利益相反を回避するための各措置を講じており、鈴丹のかかる対応は、上記指針の趣旨に適合していると考えております。

なお、鈴丹は、本合併を決議することが少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見として、支配株主との間で利害関係を有しない独立した役員である社外監査役の三島 證氏、後藤 脩治氏より、以下の観点から総合的に検討すると、本合併を行うことが少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨の意見を平成23年6月28日に入手しています。

- ・本合併の目的が合併後の企業価値向上という観点から検討されており、その具体的内容に鑑みても企業価値向上に資すると判断することが不合理ではない。
- ・本合併比率については、独立した第三者算定機関による市場株価平均法のレンジを下回っているが、現在の財務状況において、平成23年2月期の一株当たり純資産が、パレモ828.14円に対し、鈴丹51.24円となっており、また、業績動向においても、同期の一株当たり当期純利益が、パレモ39.75円に対し、鈴丹8.29円とそれぞれ乖離がある。更に今期の業績予想においても、パレモ139.21円に対し、鈴丹46.97円の一株当たり営業利益を見込んでいる。これらの状況を慎重に検討した結果、

市場株価平均法よりも DCF 法のレンジを重視すること、およびこれにより算出された合併比率は、企業価値向上の観点から妥当である。

- ・鈴丹株主に対してパレモ株式を継続して保有することによる企業価値向上の利益を享受する機会のほか、本合併によってパレモの単元未満株式を保有することとなる 7 割の鈴丹株主に対しても、単元未満株式であるパレモ株式の買取請求権が付与されていることにより売却する機会が与えられている。
- ・法務アドバイザーの助言を踏まえた実質的な交渉が行われており、かつ会社法に則りユニーと利害関係のない役員のみにより上記算定結果および助言を勘案して取締役会の審議および決議がなされている。

以 上

(参考) パレモの当期業績予想 (平成 23 年 5 月 13 日公表分) および前期実績 (単位: 百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
当期業績予想 (平成 24 年 2 月期)	28,500	1,010	1,000	10
前期実績 (平成 23 年 2 月期)	29,902	1,168	1,212	288

(参考) 鈴丹の当期連結業績予想 (平成 23 年 4 月 1 日公表分) および前期連結実績 (単位: 百万円)

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	連結当期純利益
当期業績予想 (平成 24 年 2 月期)	14,220	524	522	8
前期実績 (平成 23 年 2 月期)	15,152	349	355	92